外国人留学生
ガイドブック
2024 年度版

九州情報大学
国際交流支援室

1．学内案内

(1)学内の施設

留学生の皆さんが、在学中に利用する主な施設には、教室以外に、次のようなものがあります。

場所を確認しておいてください。

【太宰府キャンパス】

1号館	(1階)	学生食堂
2号館	(1階)	キャリアデザインセンター(就職課・CDC)
	(1階)	カフェテリア ・ 健康管理室
	(1階)	学生課 ・ 国際交流支援室 ・ 教務課
		入試広報課・庶務課
	(1階)	**図書館**
	(2階)	情報処理室
	(4～6階)	研究室
	(新館1～3階)	研究室
体育館		

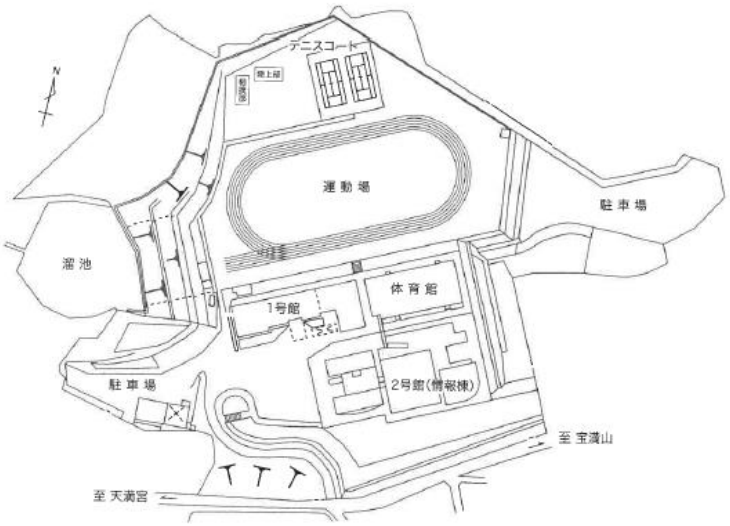

（2）事務の業務紹介

●国際交流支援室

- 各種団体外国人奨学生
- 留学生学内奨学金
- 在留手続き
- ボランティアなど行事情報
- 留学生に関する情報（留学生説明会など）

●図書館

- 図書館資料の貸出返却

●庶務課

- 授業料の納入

●キャリアデザインセンター（就職課）

- 就職の指導と斡旋

●学生課

- 学生生活に関すること・欠席届・忌引き届
- 課外活動・車両通学届・通学証明書
- 学籍上の異動（住所・電話番号・休学・退学等）
- 各種証明書の発行（在学・健康診断）
- 奨学生関連

●健康管理室（保健室）

- 学生の健康管理

●情報処理室

- 学内のネットワーク管理
- パソコンのトラブル対応

●教務課

- 授業や履修に関すること
- 定期試験
- 学業成績
- 卒業判定
- 各種証明書の発行（成績・卒業および卒業見込みなど）

2. 日本在留の手続きについて

日本在留の手続きには**在留資格**に関する手続きと、**在留カード**などに関する手続きがあります。これらの手続きを怠ると、取調べを受けたり、退去強制の対象となることがあります。

(1)在留資格に関する手続き

【在留資格変更】

本学では、「留学」の在留資格を取得しない学生は留学生として取扱っていません。
万一、パスポートにスタンプがない場合や、「留学」以外の在留資格の場合は、すみやかに出入国在留管理局に行って、在留資格の変更をしてください。
※出入国管理および難民認定法により、外国人留学生は、大学への入学と同時に「留学」の在留資格を有していることが義務づけられています。

■申請に必要な書類

① 在留資格変更許可申請書
② 大学の入学許可書(コピーを提出し、原本を提示してください。)
③ 在留中のすべての経費支払能力を証明する資料
・預金通帳・奨学金受給証明書等
※ただし、申請人以外の者が経費を支払う場合は、詳しくは出入国在留管理局に問い合わせてください。
④ 旅券・在留カード(提示のみ)
※ 手数料4,000円が必要です。

【在留期間更新】

「留学」の在留資格による在留期間は最長4年3か月です。この期間が切れる前に更新をしなければなりません。在留期間が切れる**3ヵ月前**から **10日前まで**に「福岡出入国在留管理局」で手続きしてください。

■在留期間更新申請に必要な書類

① 在留期間更新許可申請書

② 在学証明書（学生課で発行。手数料300円　）

③ 成績証明書（教務課で発行。手数料500円　）

④ 在留中のすべての経費支払能力を証明する資料
預金通帳 ・奨学金受給証明書等

⑤ 旅券（提示のみ）

⑥ 在留カード（提示のみ）

※写真（縦4 ㎝　横3 ㎝、3 か月以内に撮影）が必要

※ 手数料 4,000円が必要

○ 在留期間更新申請のため大学で発行する書類は、**「所属機関等作成申請書」、「在学証明書」 および「成績証明書」**です。

《大学への書類申請》

午前11時まで受付の場合当日午後14時以降の受取となります。

午前11時以降受付の場合、翌日午前11時以降の受取となります(土･日･祝日除く)。

《証明書発行手順》

「証明書下付 願 」を記入(認 印 必要) し取 扱 窓口へ提出（手数料を添える）。

書類受取の際は領収書兼引換書を提示する。

【みなし再入国許可（一時出国）】

みなし再入国許可とは，日本に在留資格をもって在留する外国人で有効な旅券を所持している方のうち、3か月以下の在留期間を決定された方および「短期滞在」の在留資格をもって在留する方以外の方が，日本出国の日から1年以内に再入国する場合には，原則として通常の「再入国許可」の取得を不要とするものです。「留学」の在留資格を有する本学留学生の皆さんは原則として「みなし再入国許可」の対象です。

また，中長期在留者の方は，有効な旅券のほかに在留カードを所持している必要があります。みなし再入国許可の有効期間は，出国の日から1年間となりますが，在留期限が出国の日から1年を経過する前に到来する場合には，在留期限までとなります。

みなし再入国許可を受けるには、出国する際に必ず再入国出国用EDカードに、一時的な出国であり、再入国する予定である旨のチェック欄が設けられているので、同欄にチェックし、入国審査官に提示するとともに、みなし再入国許可による出国を希望する旨を伝えてください。

●福岡県に居住している場合の在留資格に関する手続きは、全て「福岡出入国在留管理局」で行います。

福岡出入国在留管理局

〒810-0073　福岡市中央区舞鶴3丁目5番25号

福岡第1法務総合庁舎6階

・審査管理部門（在留審査一般）　092-717-7595

在留資格に関する問合わせはここで受付けます。

窓口業務：　9時～16時（土、日、祭日除く）

・審判部門（違反審査一般）.　092-717-5423

・警備部門（退去強制業務）　092-717-5424

【資格外活動許可】

在留資格が「留学」である学生は、資格外の活動をすることはできません。アルバイトも、許可を得ないと違法になります。アルバイトを希望する学生は出入国在留管理局から資格外活動許可を受けなければなりません。**許可を受けないでアルバイトをしたり、時間や仕事の種類の制限を守らなかった場合は、退去強制出国処分の対象になります。**

■申請に必要な書類

① 資格外活動許可申請書（福岡出入国在留管理局にあります）

② 在留カード（提示）

③ 学生証（提示）

④ 旅券（提示）

上記の①②③④を福岡出入国在留管理局に提出してください。

※ 「資格外活動許可」の期限は、現在有している「在留資格」の期限と同じです。
在留期間更新した場合、同時に「資格外活動許可」の申請をしてください。

※ アルバイト先を決定または変更した場合、「国際交流支援室」に報告してください。
アルバイトを決定・変更したら、関連情報をホームページから登録してください。
「在学生の方」＞「学生生活について」＞アルバイトについて＞パスワード認証
⇒ アルバイト先情報の入力 ⇒ 「入力内容確認」⇒「送信」
学生課にある様式「資格外活動報告書」に記入し提出することもできます。

◆資格外活動許可についての注意事項

◎ **風俗営業または風俗関連営業が営まれている事業所で働くことはできません。**

◎ **1週間28時間以内**でなければなりません。

◎ 大学が定める長期休暇(春季・夏季・冬季)であれば、1日8時間以内働くことができます。
長期休暇の日程はホームページ掲載の学年暦を参照してください。

※アルバイトをした時間は全てマイナンバー（後述）で管理されているため、出入国在留管理局において、在留期間更新の審査を行う際に確認されています。

◆次のようなところで、アルバイトをしてはいけません。

★キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、パチンコ店、麻雀店、ゲームセンター
個室付浴場業、ストリップ場、モーテル、ラブホテル、アダルトショップ
個室マッサージなど
★スナック、パブ、喫茶店、レストランなどの設備の飲食業でも、ホステスが接客を行なったり、極度に照明が暗かったり、見通しが悪かったりするところ

（2）在留カードなどに関する手続き

【在留カードの交付と市区町村窓口への届出】

日本入国時、福岡空港では、渡航上陸許可の証印をもらうとともに、上陸許可によって中長期

在留者（「留学」の在留資格を有するものを含む）には、在留カードが交付されます。
在留カードが交付されたら、住居地が決まってから14日以内に、住居地の市区町村窓口で住居地を届出てください。

・在留カードを交付されたら国際交流支援室に届出てください。

・住所が変わった場合も、変更から14日以内に、新住所の市区町村窓口へ届出て、在留カードの裏面に、変更内容を記入してもらってください。また、その手続きが終わったら、必ず国際交流支援室に届出てください。

●住居地届出の手続きをする場所（大学近郊）

郵便番号	名　　前	住　　所	電話番号
810-8620	福岡市役所	福岡市中央区天神 1-8-1	092-711-4111
812-8653	東区役所	福岡市東区箱崎 2-54-1	092-631-2131
812-8512	博多区役所	福岡市博多区博多駅前 2-9-3	092-441-2131
810-8622	中央区役所	福岡市中央区大名 2-5-31	092-714-2131
815-8501	南区役所	福岡市南区塩原 3-25-1	092-561-2131
814-0192	城南区役所	福岡市城南区鳥飼 6-1-1	092-822-2131
814-8501	早良区役所	福岡市早良区百道 2-1-1	092-841-2131
819-8501	西区役所	福岡市西区姪浜町 957-10	092-881-2131
818-8686	筑紫野市役所	筑紫野市二日市西 1-1-1	092-923-1111
818-0198	太宰府市役所	太宰府市観世音寺 1-1-1	092-921-2121
816-8510	大野城市役所	大野城市曙町 2-2-1	092-501-2211
816-8501	春日市役所	春日市原町 3-1-5	092-584-1111

※居住地以外の変更届は全て福岡出入国在留管理局でお願いします。

【マイナンバー】

在留カードの住居地の市区町村窓口での届出を行うと住民票が作成され、その住所にマイナンバーが記載された「通知カード」が郵送されてくるので、紛失しないよう大切に扱ってください。また、むやみに他人に教えてはいけません。マイナンバーは、行政機関等での手続きの際や、アルバイト先で提示を求められます。

【出入国在留管理局への変更届出】

・氏名，生年月日，性別，国籍・地域の変更

・在留カードの再交付申請（在留カードを紛失した場合など）

・卒業、退学など大学からの離脱（所属機関に関する内容）

・配偶者に関する内容

(3)卒業後の在留資格について

【卒業後帰国する場合】

帰国準備などのために、(在留資格)「留学」の期限が過ぎても日本にしばらく滞在しなければならない場合は、ただちに「留学」から「短期滞在」等、適切な在留資格に変更してください。(最長90日まで滞在の申請が可能)。なお、大学を卒業した後は、(在留資格)「留学」の在留期間が残っていても、卒業後在留資格「留学」のまま3か月が経過すると在留資格取消しの対象となりますので速やかに帰国してください。

「短期滞在」の在留資格へ変更するには、住居地の出入国在留管理局へ行き、「在留資格変更許可申請」をしてください。詳しくは下記を参照してください。

◆出入国在留管理庁 「在留資格変更許可申請」

https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-2.html

〇在留資格関連以外の必要手続き

卒業後帰国する場合には在留資格に関することの他に、次のような手続きが必要です。

・医療保険の解約

国民健康保険は、居住する市区町村役所で解約し、保険証の返還、保険料の清算をしてください。 また、「マイナンバー通知カード」または「マイナンバーカード」は、交付された市区町村へ返還してください。

・その他解約手続き

住居契約の解約手続をしてください。また、電気・ガス・水道・電気・携帯電話などの解約手続きをし、料金を精算した上で、銀行口座の解約もしてください。

【卒業後日本で就職活動を継続する場合】

「留学」の在留資格を持つ留学生が、就職活動のため卒業後も引続き日本に在留を希望し、大学の推薦(推薦状の発行)がある場合は，就職活動を行うための在留資格「特定活動」(在留期間は6ヵ月)への変更が認められ，更に1回の在留期間の更新(合計で最長1年)が認められます。

※在学中に持っている在留資格「留学」で認められている活動(留学生として大学で勉強する活動)を行わなくなってから3ヵ月が経過すると在留資格取消しの対象となるため、卒業後は、速やかに「特定活動」の在留資格へ変更してください。

詳しくは下記を参照し、申請に必要な書類など準備した上で、出入国在留管理局で申請手続きを行ってください。

◆出入国在留管理庁 「本邦の大学等を卒業した留学生が就職活動を行う場合」

https://www.moj.go.jp/isa/applications/status/designatedactivities14.html

申請手続きには、大学が発行する下記の書類が必要です。

❶直前まで在籍していた大学の卒業証書（写し）又は卒業証明書

※在留資格期限が卒業式の直後（3月末）に切れる場合は、卒業見込み証明書を準備し、仮手続きを済ませた後、卒業後に卒業証明書を提出してください。

❷直前まで在籍していた大学による継続就職活動についての推薦状

本学では、申請者が次の全てを満たすことを確認し、審査の上、推薦状を発行します。

・日本語能力試験N1 または BJT ビジネス日本語能力テスト480点以上を取得していること（2024年度に条件変更）。 ※取得した資格の証明書コピーを提出すること

・在学中、継続して就職活動を行い、3社以上の企業訪問を実施し、都度CDC に書面で報告を行っていること（事後の提出は不可）。

・在学中、CDC に進路カードを提出し面談を受け、以降も CDC の呼び出しに応じること。

・在学中、進路登録で日本での就職の意思を明確にすること。

・在学中、福岡新卒ハローワーク（留学生担当）、福岡県留学生サポートセンターに、就職活動開始までに登録すること。

・在学中、福岡新卒ハローワークまたは福岡県留学生サポートセンターが実施する、留学生合同企業説明会等に参加していること。

・推薦状の発行希望者は、卒業までに推薦状発行申請を行うこと。個人的な事情により申請延期を希望する場合は、卒業年の5月末（9月卒業の場合11月末）まで申請を延期することができるが、期限を遵守する旨の誓約書を卒業までに提出すること。

・卒業後の、就職活動を行うための在留資格「特定活動」の有効期間中は、就職が決まるまでの間毎月1回は本学を訪問し、CDC および学生課に就職活動の状況について報告を行うこと。また、本学からの、電話等での連絡が取れる状況を確保しておくこと

・6ヵ月以内に就職することができなかった場合に備え、帰国のための手段（航空券及び帰国費用）が確保されていること

＜N1等取得に関する参考＞

2019年6月より、日本語能力試験N1 または BJT ビジネス日本語能力テスト480点以上の取得者は、日本語を用いた円滑な意思疎通を要する幅広い労働に従事できるように、留学生の就職支援に係る「特定活動」の在留資格による入国・在留が認められています。

◆留学生の就職支援に係る「特定活動」(本邦大学卒業者)についてのガイドライン

http://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyuukokukanri07_00038.html

【卒業後に起業活動を行う場合】

この場合、卒業後日本で就職活動を継続する場合と同様、大学の推薦状が必要であり、発行のためには、在学中、本学CDC に面談を受けた上で進路登録カードを提出し、4年生の年度初め(4月)までに、日本での起業の意思表示を明確にする必要があります。また大学の推薦を受けるには、様々な厳しい条件があるため、詳しくは CDC に相談してください。

上記の他、出入国在留管理庁ホームページを参照してください。

◆ 「本邦の大学等を卒業して起業活動を行うことを希望する方」

https://www.moj.go.jp/isa/applications/status/designatedactivities13_1.html

【在学中に日本国内での就職が決まった場合】

日本で就職する際には、「技術・人文知識・国際業務」等、就労が可能な在留資格に変更する必要があります。出入国在留管理局では、就労を開始する前年の 12月より(3月卒業の場合)変更申請を受付けていますので、内定先企業に相談し、早めに手続きを行なってください。

＜「留学」から「技術・人文知識・国際業務」などの在留資格へ変更するための提出資料＞

・在留資格変更許可申請書(申請書は出入国在留管理局にあります。)

・卒業見込み証明書もしくは卒業証明書

・本人の履歴書

・就職する会社との雇用契約書の写し

・雇用理由書(就職する会社が作成。特に所定の様式はありません。)

・会社の概要を明らかにする資料（会社案内、法人登記簿謄本等）

・旅券・在留カード（提示のみ）

詳しくは下記を参照してください。

◆出入国在留管理庁：在留資格変更許可申請

http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-2.html

【日本の大学院に進学する場合】

現在保有している、在留資格「留学」の有効期限が切れる前に出入国在留管理局へ行き、在留期間の更新を行ってください。

＜在留期間を更新するための出入国在留管理局への提出資料＞

・在留資格変更許可申請書（申請書は出入国管理局にあります。）

※「所属機関等作成用１～２」は進学先の受入教育機関にて作成してもらいます。

・本学の成績証明書（原本）

・本学の卒業見込証明書または卒業証明書（原本）

・進学先の受入教育機関が発行する入学許可書

・経費支弁者との関係証明 （学費・生活費をだれが払っているかの証明）

・旅券・在留カード（提示のみ）

【在学中又は卒業後に就職先が内定し採用までの滞在を希望する場合】

在学中に就職先が内定した方や，大学を卒業後，継続就職活動中に就職先が内定した方が，企業に採用されるまでの 間 日本に滞在することを希望する場合，一定の要件を満たせば，採用時期までの滞在を目的とした「特定活動」の在留資格への変更が認められ，日本に継続して滞在することが可能です。手続きおよび必要書類については、下記を参照してください

◆出入国在留管理庁： 在留資格 「特定活動」

大学等の在学中又は卒業後に就職先が内定し採用までの滞在を希望する場合

https://www.moj.go.jp/isa/applications/status/designatedactivities15.html

●対象となる内定者について

・「留学」の在留資格で在留されている方

・継続就職活動を目的とする「特定活動」の在留資格で在留されている方

＜要件＞

・日本の教育機関を卒業したこと又は教育機関の課程を修了したこと

・内定後1年以内であって，かつ，卒業後1年6か月以内に採用されること

・企業等において従事する活動が「技術・人文知識・国際業務」等就労に係るいずれかの在留資格への変更が見込まれること

・内定者の在留状況に問題がないこと

・内定者と一定期間ごとに連絡をとること，内定を取り消した場合は遅滞なく出入国在留管理局に連絡することについて内定先の企業が誓約すること

●資格外活動許可について

内定者のための「特定活動」を許可された方は，一定の要件を満たせば，資格外活動の許可を受け、1週間について28時間以内で行う資格外活動（アルバイト）が可能です。また，内定先の企業において採用までに行うインターンシップの場合などは，1週について28時間を超える資格外活動許可を受けることも可能です。

詳しくは下記を参照してください。

◆出入国在留管理庁：インターンシップをご希望のみなさまへ

http://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyuukokukanri07_00109.html

（4）休学について

在留資格「留学」は、日本で教育機関に在籍して教育を受ける活動を行う者に与えられる在留資格です。したがって休学する場合は、在留資格「留学」で日本に滞在し続けることはできないため、母国へすみやかに帰国してください。

【休学手続き】

・必ず事前に指導教員へ休学する意思があることを連絡してください。

・「休学願い」を指導教員へ提出してください。

※休学可能な期間は、1回の申請で1年以内（累計では2年以内）です。

・学生部長が面談を行い、審査の上、休学が認められます。

・「活動機関に関する届出（離脱）」を記入し、休学開始日から14日以内に出入国在留管理局に提出の上、すみやかに帰国してください。

※在留資格「留学」の在留期間が残っていても、「留学」のまま休学開始後3ヵ月が経過すると在留資格取消され強制退去の対象となり、5年間日本へ入国できなくなるため、速やかに帰国してください。

◆「所属（活動）機関に関する届出」

http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri10_00014.html

・休学期間終了の4ヵ月前までに、復学の連絡をしてください。

※復学するには在留資格認定証明書の交付申請（取得に2～3ヵ月かかる）が必要です。期限が過ぎても連絡がない場合は除籍または懲戒退学となります。

3. 生活面について

（1）住居について

【財団法人日本国際教育支援協会の留学生住宅総合補償】

日本では、住居を借りる時連帯保証人が必要です。連帯保証人は、住居の借り主(留学生)が、期限までに家賃を支払わなかったりした場合に、法律的に借り主（留学生）に代わって支払わなくてはならない責任があります。できる限り日本人の連帯保証人を探すことをおすすめしますが、不動産業者が紹介する保証会社を利用することもできます。または教員が保証人になる場合のみ、留学生が財団法人日本国際教育支援協会の「留学生住宅総合補償」

に加入することにより、保証人になってくれる人の精神的・経済的負担を軽くし、保証人を探しやすくなります。

財団法人日本国際教育支援協会の「留学生住宅総合補償」とは、何らかの事由で貸主に対する家賃滞納等が生じ、そのための費用を連帯保証人が肩代わりしなければならなくなった時、連帯保証人に対して補償金（30万円限度）が支払われる保険です。

この制度を利用できるのは、留学生住宅総合補償（住宅総合保険）の保険料（1年間4,000円、2年間8,000円）を支払った留学生のみです。

ただし、定期借家制度の導入により、住宅保険期間が経過すると賃貸契約も同時に自動的に切れてしまいます。継続するには再度契約することが必要となります。

※ 詳しい内容が知りたい場合は「（財）日本国際教育支援協会」または「九州情報大学窓口」（092-928-4000）に問い合わせてください。

【福岡市国際会館　留学生宿舎】

福岡よかトピア国際交流財団では「福岡市国際会館」内の、留学生宿舎を提供しています。 入居を希望する場合は、ホームページで空室状況等を確認してください。

◆福岡市国際会館｜福岡よかトピア国際交流財団

https://www.fcif.or.jp/about/fcic/

名　称	所在地	家　賃
福岡市国際会館 留学生宿舎	福岡市博多区店屋町４－１	単身者用　24,700 円 世帯者用　32,400 円

※入居決定には福岡よかトピア国際交流財団による面接審査があります。

（2）国民健康保険・国民年金について

国民健康保険、国民年金への加入手続は、入国後すぐに、住居地の市区町村窓口で各自行ってください。

【国民健康保険】

「留学」の在留資格を持ち、日本に3ヵ月を超えて滞在する場合は、国民健康保険に加入しなければなりません。国民健康保険に加入していると、医療機関で治療を受けた時にかかる自己負担額が、保険証を提示した場合、総医療費の 3割で済みます。また、保険加入者には高額医療費制度が適用されます。

加入手続完了後に「保険証」が自宅に郵送されるので、紛失しないよう大切に扱ってください。なお、自分の保険証を他人に貸すことはできません。また、毎年、国民健康保険税申告書が自宅に郵送されるので、次年度も日本に滞在する場合は、必要事項を記入し必ず返送してください。

【国民年金と学生納付特例制度】

日本国内に住む 20歳以上60歳未満のすべての人は、「国民年金」に加入しなければなりません。留学生も対象です。ただし、保険料の納付が困難な学生のうち、正規学生には、在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。 国民年金の加入手続と同時に、この制度への申請を行うとよいでしょう。 なお、申請には学生証の提示が必要です。また、申請は原則、毎年行う必要があります。

4. 学内諸制度について

(1)授業料等の納付について

１年生は、入学時に入学金と前期分の授業料を納付します。

１年の後期以降、卒業までの授業料納付期限は、通常「前期分・4月20日」「後期分・9月20日」となっています。

振込用紙は、前期分は「国際交流支援室」より本人へ配布し、後期分は「庶務課」より本人へ送付しますので、指定の金融機関に振込んでください。 大学事務局窓口での納金は、受付けていません。

又、振込みの時は、学籍番号・氏名・フリガナを必ず記入してください。

授業料を納入しなかった場合、定期試験を受ける資格が得られません。また除籍となることがありますので、注意してください。

納付期限に遅れる場合は、必ず「庶務課」へ相談してください。

(2)学内奨学金制度について

本学では、私費外国人留学生の経済的負担を軽減するために、「九州情報大学独自の奨学金制度」を設けています。1年生は、入学試験の成績、2年生以降は、当該年度の履修成績や留学生説明会の出席率により授業料の全額給付、または一部給付を行っています。

(3)自動車・バイク等での通学

本学では、車輌通学許可」を取得した学生に限り自動車及びバイクでの通学を認めています。
希望者は学生課へ以下を提出し許可を受けてください。

① 車両通学許可申請書一式(申請書・経路図誓約書)　申請書類は学生課にあります。

② 保険証写し

・自動車及び排気量が 50ccを超えるバイクの場合・・・任意保険の写し

・排気量が 50cc以下のバイクの場合・・・自賠責保険の写し

③ 発行手数料 500円

自動車やバイクを所持する時には、必ず自賠責保険(強制保険)と自動車保険(任意保険)に加入してください。未加入で事故を起こした場合被害者・加害者にかかわらず、けがの治療代や補償問題で学生生活に支障をきたす恐れがあります。

日本の交通ルールでは歩行者は道路の右側、歩行者以外は左側です。自動車に乗る時はシートベルトを着け、バイクに乗る時はヘルメットを着けなければなりません。ルールをよく理解し厳守してください。

(4)自転車に乗る場合の注意事項

・自転車による通学は、許可証をとる必要はありませんが、所定の場所に、正しくとめてください。 なお自転車は、譲り受けた場合を含め、防犯登録が必要です。詳細は下記を参照してください。

自転車防犯登録-福岡県防犯協会連合会

http://www.fukuboren.com/cts11-2.html

・2020年10月1日から、福岡県では自転車保険への加入が義務化されました。自転車に乗る人は必ず加入してください。詳細は下記を参照してください。

自転車保険（自転車損害賠償保険等）に加入しましょう（福岡県）

https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/bicycle-insurance.html

※、交通事故を起こした場合、入院治療のため一時帰国が必要となり、長期欠席や休学にもなりかねません。自転車、自動車及びバイクで通学する留学生は交通事故にあわないよう、特に気を付けてください。また交通事故にあったら、必ず近くの警察署と、「九州情報大学・学生課」に報告してください。（092-928-4000）

（5）大学への報告について

●在留期限を更新した場合は、更新後1週間以内に在留カードを持参し国際交流支援室に来てください。国際交流支援室では、在留カードのコピーを保管します。

●住所や電話番号などを変更した場合は、国際交流支援室で「住所等変更届」を記入・提出してください。

●海外旅行にいく場合、または母国に一時帰国する場合は「帰国(旅行)届」と「e チケットのコピー」を学生課に提出してください。

※国内外で災害、テロ、重大事故、感染症等が発生した場合の安否確認などのため必要です。必ず事前に提出してください。

（6）長期欠席について

留学生は「教育を受ける活動」（授業出席）を続けわなければ日本に在留できません。長期欠席者（授業に1か月以上出席していない学生）に関しては、文部科学省への月毎の報告が義務付けられています。 長期欠席が続くと学則第37条に基づく懲戒の対象となるだけでなく、3か月以上続くと在留資格を失うことになります（入管法第22条の4）。

5. その他

（1）各種団体の奨学金について

【推薦者の決定】

奨学金推薦者は、各奨学金の選考基準及び本学の選考方法に基づき決定します。

【受給決定後の留意事項】

奨学金の受給が決定しても、その後当該の奨学金の要項に定める取消しの項目に該当することが判明した場合は取消すことがあります。また定期報告などの義務を怠った場合、支給期間中においても奨学金を取消すことがあります。

【問合せ先】

九州情報大学　国際交流支援室：　☎092-928-4000

【奨学金の例】

名　称（主　催）	月　額	給付期間	募集時期
日本学生支援機構学習奨励費	48,000円	1年間	4月上旬
福岡県国際交流センター奨学金	20,000円	1年間	4月中旬
福岡よかトピア国際交流財団（主催者各種）	主催者により異なる	1年間	4月中旬
平和中島記念奨学金	50,000円	2年間	3月下旬

※主催者の状況により募集の有無・内容が変わることがあります。

◎補足情報：　便利なサイト

（1）日本在留に関すること

●生活就労ガイドブック｜出入国在留管理庁

https://www.moj.go.jp/isa/guidebook_all.html

（2）生活（一般）に関すること

●国際交流・外国人のみなさんへ（For foreigners）－太宰府市

https://www.city.dazaifu.lg.jp/life/1/9/53/

●外国人のための防災ハンドブック－福岡県

https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/bousaihandbook-36.html

(3)交通安全に関すること

●自転車保険（自転車損害賠償保険等）

https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/bicycle-insurance.html

※本文中に自転車保険取扱事業者のリンクがあります。

●外国人向け交通事故防止広報用チラシ（警視庁）

https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/kotsu/jikoboshi/torikumi/kotsu_joho/foreigner.html

(4)消費生活に関すること

●福岡県消費生活センター　消費生活トラブル注意報　－若者を狙う悪質商法－

https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/soudan-trouble.html#2023

●総務省「インターネットトラブル事例集

https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/trouble/

●“オイシイ投資話”にご注意！！！！：金融庁

https://www.fsa.go.jp/ordinary/chuui/oishiitoushibanashi010.pdf

●若者の消費者トラブル(テーマ別特集)_国民生活センター

https://www.kokusen.go.jp/soudan_now/data/wakamono.html

(5)薬物乱用防止に関すること

●NO　DRUG　FUKUOKA　　福岡県薬物乱用防止啓発サイト

https://www.no-drugs-fukuoka.jp/

その他

●特殊詐欺防止特設サイト（警視庁サイト）

https://www.kagaiboushi.metro.tokyo.lg.jp/

●こころの情報サイト：国立研究開発法人国立精神
・神経医療研究センター

https://kokoro.ncnp.go.jp/

●まもろうよ　こころ｜厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/